

独占禁止法関連判決

○新聞卸売取引の拒絶に対する差止請求事件

大阪地方裁判所平成14年(ワ)第11188号、平成15年(ワ)第6629号

原告 X株式会社

被告 Y1株式会社ほか5名

平成16年6月9日判決請求棄却(控訴)

(事案の概要) 本件は、新聞の販売等を目的として設立された原告会社が、①被告Y1株式会社は、その余の被告ら及び訴外A社による共同取引拒絶に加功したとして、被告Y1に対し、独禁法24条に基づいて、関西国際空港島の売店に対する新聞(朝日、毎日、読売、産経及び日本経済新聞。以下「全国紙」という。)の販売及び空港島における航空会社に対する旅客機搭載用の全国紙の販売の中止を求め、②被告Y1を除く被告ら及び訴外A社は、原告が全国紙の卸売取引を申し込んだにもかかわらず、共同して、正当な理由がないのに取引を拒絶したとして、被告Y1を除く被告らに対し、独禁法24条に基づいて、空港島における全国紙の販売のための原告からの新聞卸売取引の申込拒絶の差止めを求めた事案である。

(判決要旨) ①不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)(以下「一般指定」という。)1項は、「自己と競争関係にある他の事業者」と共同してする取引拒絶について規定しているところ、被告Y1は、空港島における販売窓口一本化のために設立され、本件各取引拒絶当時、被告株式会社Y2、同株式会社Y3、同Y4株式会社、同株式会社Y5及び訴外A社(以下「卸売5社」という。)から一手に空港島向けの全国紙を仕入れ、これを空港島内の売店、航空会社等に販売していた事業者であるから、卸売5社と競争関係にはな

かった。

したがって、本件各取引拒絶について被告Y1と卸売5社との間において意思の連絡があったとしても、被告Y1について一般指定1項に基づく共同取引拒絶は成立しない。

②被告Y6株式会社は、本件各取引拒絶後に設立されたものであり、本件各取引拒絶を行っていないことは明らかである。

③独禁法によって保護される個々の事業者又は消費者の法益は、人格権、物権、知的財産権のように絶対権としての保護を受ける法益ではない。また、不正競争防止法所定の行為のように、行為類型が具体的ではなく、より包括的な行為要件の定め方がされており、公正競争阻害性という幅のある要件も存在する。すなわち、幅広い行為が独禁法19条に違反する行為として取り上げられる可能性があることから、独禁法24条は、そのうち差止めを認める必要がある行為を限定して取り出すために、「著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるとき」(以下「著しい損害」という。)の要件を定めたものと解される。

これを本件についてみるに、本件各取引拒絶によって、原告が市場に参入できなくなった若しくはそのおそれがあった、又は市場からの退出を余儀なくされている若しくはそのおそれがあるなど、本件各取引拒絶を差し止める必要性を基礎づける事情は認められない。また、単に共同取引拒絶がなければより大きい利益を上げることができたというだけでは、差止めの要件としての「著しい損害」は認められないというべきである。

(喜多祐二 公正取引委員会官房総務課審決訟務室)